

別紙 大久保委員提案事項

<提案事項>

10-129・13-132

(1) 犯罪被害者支援基金（仮称）の創設

いつどこで被害に遭っても、被害直後から適切な支援を受けた被害者等は被害から回復し、自分なりの人生を再構築することができるようになる。

そのためには、民間支援団体の支援の充実が不可欠である。支援の充実を図るには事務局体制の確立と人材確保が重要であり急務である。早急にそのための財政確保がなされなければ、第3回の検討会で財政状況に関する資料が示すとおり、NPO 全国被害者支援ネットワーク傘下にある民間支援団体は崩壊してしまう。

民間被害者支援団体の役割の重要性は、第3回検討会（平成22年4月22日）の資料として提出した「犯罪被害者遺族の願いを受けて」に被害者遺族が支援センターに出会えて助けられた等を詳細に書いている。その切実な内容からもご理解いただけると思う。

このような被害者等の切望に応え、支援活動を行うには公的資金と民間浄財による民間団体支援基金の創設が不可欠である。

国がリーダーシップを取り一般財源も投入すると共に、振り込め詐欺救済法第2条に関する省令を早急に制定し、残余金を被害者等の支援の充実に支出していただきたいと強く望むものである。

受け皿としては、既存の「(財) 犯罪被害救援基金」がある。(財) 犯罪被害救援基金は昭和56年5月から、犯罪被害者やその家族の方たちに奨学金や見舞金を支給したり、生活相談活動事業を実施している。さらに、犯罪被害者等基本法の主旨を踏まえ、経済的に困窮している犯罪被害者等（基本法第2条第2項の「犯罪被害者等」をいう）に対して支援金を支給する“犯罪被害者等に対する支援金支給事業（平成20年12月16日施行）”を実施している実績もあるので、定款を変更する等をして“犯罪被害者支援基金（仮称）”を入れてくださるよう強くお願いしたい。

被害者自身が国から支援を受けているということを実感できる制度作りが基本法の本質に則るものであり、被害者が被害からの回復のために不可欠なことでもあることを理解して制度づくりを進めていただきたい。

基金の使途等については、全国被害者支援ネットワーク加盟団体及び全国被害者ネットワークが行う支援活動及びこれに準ずる活動に対する助成を行う他、上記以外の民間団体（被害当事者の会等の任意団体も含む）が行う事業等への助成を行う。その他犯罪被害者等の支援に有益な事業等への助成も行う。

(2) 民間団体が行う募金活動に対する法的根拠の創設

犯罪被害者支援基金（仮称）への民間からの寄付及び公的機関からの寄付等の募金活動に対し、緑の羽根、赤い羽根共同募金の様な法的根拠を創設して、内閣府において総務省の協力を得て、募金活動の果たす公的役割を周知徹底させていただきたい。

そのためには、〇〇の募金による被害者支援等の推進に関する法律を作成する具体策が必要である。（例：緑の募金による森林整備等の推進に関する法律）

あるいは、社会福祉法のなかに犯罪被害者の安心・安全を支援する法律を作成して各被害者支援団体・自治体に対する財政支援を明確化する必要がある。

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【要望番号： 13 】

【事前提出した計画案文】

警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう、都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に引き続き努める。

【有識者委員からの意見内容】(※有識者意見をそのまま記載 複数意見があれば複数に記載)

警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう、都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に引き続き努めるため裁定のあり方を検討する。

【理由】

以前から支給が遅いことが問題になっている。迅速に裁定を行うために、システムの変更が必要なのであれば、裁定担当者の人員増等も含めて検討し、早く支給できるようにしていただきたい。

【有識者の意見を踏まえての結果】

警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう、都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に引き続き努める。

【理由】

人員の増等の体制の整備等については、公務員削減の流れから非常に困難である。

平成 21 年の犯罪被害者等給付金の裁定実績をみると、申請受理から裁定まで

- ・ 6 か月以内のものは約 50%
- ・ 6 か月以上 1 年以内のものは約 35%

となっており、厳しい事務管理により早期の支給に努めている。また、このような努力により、平均裁定期間は前年度と比べて 1.5 か月短縮している。

しかしながら、不支給事由・減額事由の有無やその程度、他の法令による給付の有無、給付基礎額の認定等については、裁定に必要な判断事項が多々ある。

今後、警察庁主催の検討会の開催による直接指導を行うなどして、更なる裁定期間の短縮に努めていく。

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【要望番号：15、16】

【事前提出した計画案文】

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担制度の運用が性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、都道府県警察を引き続き指導する。

【有識者委員からの意見内容】（※有識者意見をそのまま記載 複数意見があれば複数に記載）

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症・エイズ等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担制度の運用が性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、全国同一内容の支援が行われるよう都道府県警察を引き続き指導する。

【有識者の意見を踏まえての結果】

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担制度の運用が性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、できる限り全国同水準の支援が行われるよう都道府県警察を引き続き指導する。

【理由】

エイズは性感染症に含まれるため。

都道府県警察ごとに知事部局との協議により規定が設けられているため、全く同一の規定とすることは困難であるが、公費負担の水準に差がつかないように指導していくこととする。

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【国土交通省】

【要望番号：19】

【事前提出した計画案文】

国土交通省においては、引き続き犯罪被害者等に対する優先入居等を推進する。

【有識者委員からの意見内容】（※有識者意見をそのまま記載 複数意見があれば複数に記載）「国土交通省においては、引き続き犯罪被害者等に対する優先入居等を実情に即し、さらに推進する」と修文していただきたい。

理由：平成17年5月に開催された検討会では、すでに単身入居を可能にすることが決定されているにも拘わらず、下記のような現状がある。これらのこと等を踏まえ、被害者が安心して住む場所の確保ができるよう、さらに制度の実施を推進していただきたいため。

現状の例：J K K東京（東京都住宅供給公社）の場合の問題

- ① 単身者が入居できる場合：引き続き都内に3年以上居住している65歳以上の者、障害者、DV被害者で単身になった者等に限られるため、犯罪被害者は入居の申込すらできない。
- ② 抽選倍率のアップ制度：5月・11月募集の抽選方式では、5連番という形での5倍であるが、元々が高倍率なので当選することは難しい。
- ③ ポイント方式：2月・8月募集のポイント方式は、ポイント欄をチェックし、困窮度の高い者から入居許可されるが家族向けのみである。ポイントチェック欄には犯罪被害者がいないため「犯罪被害者」を加えて欲しい。
- ④ 申込から入居許可まで時間がかかる：申込から入居許可、転居までに半年近くかかることが多いため、緊急性の高い場合には実際的とはいえない。

上記のような問題点が実在する。基本法には、「犯罪被害者を優先入居」とあるため、被害者は「優先的にすぐに入居できる」と思うが、使い勝手の悪いことを知り、さらに精神的ショックを受けることが多い。

また、自宅が現場となった場合のみならず、自宅近くが現場となった場合も、現場を通る際のフラッシュバックや、犯人未検挙、犯人出所後の不安等から、転居を必要とする被害者は多い。

さらに、被害後、心身の状態の悪化により退職せざるを得なかったり、通院や刑事手続きに関わるために仕事を休まざるを得なかったりするため、収入が減り、民間への転居（転居の際の引っ越し代、敷金礼金等住居費用の支払い）が困難となり、転居したくても出来ない状況になるため、犯罪被害者の公的住宅に対するニーズは高い。被害者の状況により、災害と同様の取り扱いをお願いしたい。東京都杉並区のような市区町村単位での条例制定など、有効な施策が必要であるため、国が指導を徹底していただきたい。

【有識者の意見を踏まえての結果】

ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

「国土交通省においては、引き続き犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等を実情に即し、さらに推進する。」

なお、優先入居等については、事業主体の判断に基づき行うものであり、引き続き事業主体に対し、協力を要請して参ります。

また、東京都杉並区においては、公営住宅法に基づき定められている管理条例（※）とは別に「杉並区犯罪被害者等支援条例」を定めています。当該条例（第7条「住居の支援」）に基づき、区で借り上げた住宅を犯罪被害者に一時的に提供する支援を行っています。

公営住宅においても、本来入居者の入居を妨げない等、事業主体が判断した場合には、一時的に入居することが可能となっています。（公営住宅の目的外使用）

杉並区のような犯罪被害者等支援条例についての制定を、国土交通省から指導することはできませんが、犯罪被害者等の支援を積極的に取り組んでいる事例については、他の事業主体にも積極的に取り組んでもらうよう会議等の場で事例紹介をしていきたいと思います。

※公営住宅は、地方自治法に定める公の施設なので、事業主体は公営住宅法で定められているもののほか、公営住宅等の管理について必要な事項を条例で定めなければならないと規定されています。（公営住宅法第48条）

有識者委員からの意見に対する検討結果

省庁名【法務省】

【要望番号：45】

【事前提出した計画案文】

御遺族の心情を踏まえ、関係する省庁や他機関とも協議しつつ、御遺族に対して適切な説明が行われるような運用を行うことについて引き続き検討してまいりたい。

【有識者委員からの意見内容】(※有識者意見をそのまま記載 複数意見があれば複数を記載)

・大久保委員意見

「御遺族の心情を……協議しつつ、御遺族に対して書面を交付する等で適切な説明が行われるような運用を……。」と修文していただきたい。

理由：被害者遺族の精神的症状を考えると、丁寧に説明し、配慮をしたつもりでも被害者の記憶に残らない可能性も多々ある。そのため、被害者が承諾した旨の書類等を作成し交付する必要がある。書類が残っていれば、国は遺族に配慮してくれたと実感できるため、精神的回復や国を信頼する気持ちになれるため。

【有識者の意見を踏まえての結果】

御遺族の心情を踏まえ、関係する省庁や他機関とも協議しつつ、御遺族に対する説明のあり方を含めて、より適切な説明が行われるような運用を行うことについて引き続き検討してまいりたい。